

持続可能な公的病院の在り方の調査及び研修の概要

視察地 青森市役所

青森県青森市中央一丁目 22-5 (☎ 017-734-1111)

視察者 由利敏雄 藤田 太 和田正幸 水野孝典 以上 4 名

視察内容

I 青森市の概要

青森市は、青森県の県庁所在地で、青森県のほぼ中央に位置している。江戸時代より本州と北海道をつなぐ交通と物流の要所として発展した。北東北における交通、行政、経済、文化の拠点都市である。自然に恵まれた青森市は、四季折々の景観や、りんご、カシス、ナマコやホタテなど豊富な食材に恵まれている。面積は 824.61 km²で、むつ市に次ぐ 2 番目の大きさである。人口は県下で一番多く 282,061 人、世帯数は 136,456 である（平成 31 年 4 月 1 日現在）旧青森市は、明治 43 年の大火でほとんどが消失、昭和 20 年 7 月には焼夷爆弾攻撃により焦土化したが、先人たちの努力により見事復興した。旧浪岡町は、南北朝時代の北畠顕家の子孫が居城を構えた地であり、歴史と伝統につちかわれた独自の文化が息づいている。この二つのまちが平成 17 年 4 月に合併して青森市が誕生した。平成 18 年 10 月には、県内初の中核都市へ移行した。



II 調査研修テーマ『持続可能な公的病院の在り方』 青森市立浪岡病院

1 現状

昭和 26 年 10 月 15 日に浪岡町国保病院として開設され、昭和 45 年 9 月に浪岡町立病院に改称された。平成 17 年 4 月 1 日、旧青森市との合併により青森市浪岡病院として開設された。

診療科は、内科（心臓内科を含む）、外科、小児科、精神神経科、眼科、耳鼻いんこう科、整形外科である。一般病床は 35 床（平成 30 年 10 月 1 日から）、常勤医師 4 人、看護師（准）36 人、医療技術者 10 人、看護配置体制は 10:1 である。

診療日数は、入院 365 日・外来 267 日（平成 30 年度）患者数は、入院 5,947 人・外来 35,685 人（平成 30 年度）である。平均在院日数は 13.8 日（平成 30 年度）、病床利用率は 56%（今年度上半期）となっている。

2 医師の体制（医師の配置状況）

| 診療科 | 常勤医師 | 非常勤医師 | | | 合計 | 備考 |
|---------|------|-------|-----|----|----|-------------------|
| | | 外来 | 日当直 | 小計 | | |
| 内科 | 3 | 6 | 9 | 15 | 18 | 外来(月火金土) 日当直(水金土) |
| (心臓内科) | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 | |
| 外科 | 1 | 1 | 4 | 5 | 6 | 外来(木) 日当直(日) |
| 小児科 | 0 | 4 | 0 | 4 | 4 | |
| 精神神経科 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | |
| 眼科 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 国立病院機構弘前病院から派遣 |
| 耳鼻いんこう科 | 0 | 4 | 0 | 4 | 4 | |
| 整形外科 | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 | |
| 合計 | 4 | 23 | 13 | 36 | 40 | |

※医師の招聘に課題があり、入院患者を多く受け入れることが出来ない。医師の招聘については、弘前大学と連携している。

3 財政面

- (1) 医業収益・・・551.250 千円
- (2) 給与比率・・・110.8%
- (3) 総収支率・・・97.7%
- (4) 医業収支率・・・60.9%
- (5) 一般会計繰入金（収益的収入）・・・604.613 千円
 - ・他会計負担額（医業収益 119.531 千円・医業外収益 109.595 千円）
 - ・他会計補助金（医業外収益 25.487 千円）
 - ・他会計繰入金（350.000 千円）



4 経営改善に向けての取り組み

(1) 青森市公立病院改革プラン 2016-2020

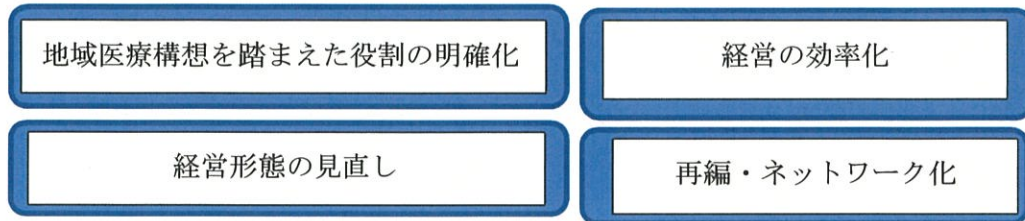
ア 背景

平成 27 年 3 月に国が策定したガイドラインに基づき、病院設置自治体が 28 年度までに「病院改革プラン」を策定することとされたところ。青森市は平成 29 年 5 月に策定した。

イ 目的

必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指すもの。

ウ 内容（4つの視点から対応を検討）



(2) 改革プランの加速化に向けて

ア 背景

平成 29 年 5 月に策定した改革プランにおいて、計画期間内においても適宜、新たな取り組みを加えた内容に修正することとされたところ。有識者等の意見を踏まえ、修正作業を行い、平成 30 年 2 月に策定した。

イ 目的

新たな取り組みを加えるとともに、改革プランに揚げた取り組みのうち、早期に取り組まなければならない事項についてまとめたもの。

ウ 内容

●浪岡病院における具体的な取り組み

(1) 浪岡病院の建替えについて

平成 30 年から立て替えに着手、平成 33 年 4 月に開院を目指す

(2) 一般病床の適正化について

平成 30 年 10 月から一般病床を 35 床にする

(3) 精神病床の廃止について

平成 30 年 10 月 1 日から精神病床を廃止する

(4) 医療機能等について

①救急告示病院の役割 ②小児科医の常勤化

③在宅医療支援病院の認定に向けた検討（31 年 4 月より実施）

④接遇向上に向け、市民病院の取り組みと連携

5 厚生労働省の公的病院の再編検討要請（青森県地域医療構想）

(1) 背景

平成 26 年 6 月の「医療介護総合確保推進法」の成立により、都道府県において「地域医療構想」の策定が義務化されたところ。青森県は平成 28 年 3 月に策定した。

(2) 目的

2025 年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに 2025 年

の医療需要と病床の必要量を推計し定めた。

(3) 内容

ア 県内 6 地域に区分（津軽・八戸・青森・西北五・上十三・下北）

イ 2025 年の医療需要と病床の必要量

ウ 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

● 浪岡病院の機能分化・連携の方向性

- ・ 病床規模の縮小・診療所化
- ・ 回復期・慢性期への機能分化
- ・ 圏域の中の中核病院との連携体制の構築
- ・ 在宅医療の提供

III 所見

青森市は青森県庁所在市で、人口はおよそ 28 万人、漸減傾向にある。視察先に青森市を選んだのは、厚生労働省の公的病院の再編検討要請リストに同市の浪岡病院があげられたからである。本市と同様に 2 つの公立病院を有する青森市の取り組みから、本市立病院の持続可能性を探ることとした。

青森市は平成 17 年 4 月に浪岡町と合併したことから、青森市立病院と同浪岡病院の 2 つの病院を併有することとなった。青森市は、必要な医療機能を備えた体制の整備とともに、経営の効率化を図るための持続可能な病院経営を目指し、平成 29 年 5 月に「病院改革プラン」を策定している。その骨子は、①地域医療構想を踏まえた役割の明確化、②経営の効率化、③経営形態の見直し、④再編・ネットワーク化、である。

厚労省の要請は、浪岡病院の場合、平成 25 年、当時の古いデータに基づいており、同市では「現状にそぐわない」として、引き続き独自の経営改善を進めている。その方向性は、①救急告示病院の役割、②小児科医の常勤化、③在宅療養支援病院の認定に向けた検討、④接遇向上に向けた市民病院の取組と連携、である。

本市も 2 つの市立病院を擁し、医療体制の確保とともに、経営効率化と経営改善が求められるところであり、青森市の事例は今後の本市の医療行政や病院経営に参考になる。視察研修の成果を今後に生かしていきたい。

Xバンドレーダー配備の調査及び研修の概要

視察地 つがる市役所

青森県つがる市木造若緑 61-1 (☎ 0173-42-2111)

視察者 由利敏雄 藤田 太 和田正幸 水野孝典 以上4名

視察内容

I つがる市の概要

つがる市は、青森県の西北部、津軽平野の中央部から西に位置している。平成 17 年 2 月 11 日に旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村が合併して誕生した。県下で 9 番目の市である。つがる市はその昔、一面不毛の湿地帯であったが、新田開拓のためにと先人が努力を注いで開拓した土地である。七里長浜に続く屏風山防風林も先人たちが日本海からの強い偏西風と大砂丘から飛ぶ砂塵から新田を守るため、200 年以上にわたって続けた植林事業である。国際交流も盛んで、明治 22 年に日本海（車力沖）で暴風によって座礁した帆船米国メイン州バス市のチェスボロ・号の船員を救助したことがきっかけで姉妹都市となり、毎年行われているチェスボロ・カップ水泳駅伝体会には、全国はもちろん、米国メイン州バス市からの選手も参加し、世界大会ともいえる大イベントになっている。面積は 253,5 km²、人口は 32,343 人、世帯数は 13,558 である。(平成 31 年 4 月 1 日現在)



II 調査研修テーマ『Xバンドレーダー配備』

1 Xバンド・レーダー配備に係る状況について

(1) 配備までの状況

- ・ H17.9 Xバンドレーダーを航空自衛隊車力分屯基地へ配備検討が新聞報道
- ・ H17.10.3 航空自衛隊車力分屯基地が候補地になっているとの報告
- ・ H17.12.2 最有力候補に選定され、現地調査に入る旨をつがる市・県に報告
【市議会全員協議会で説明・住民説明会】
- ・ H18.3.3 正式要請（車力分屯基地が展開地として最適である旨の正式要請）
- ・ H18.3.5 車力反対住民の会発足（町内会・農協・漁港・畜産組合などの代表者）
【住民への説明がないままに進行していることに不満、農作物への風評被害、治安の悪化、人体への影響を懸念】
- ・ H18.3.30 つがる市及び県、やむを得ずXバンド・レーダー受け入れ容認
- ・ H18.6.26 Xバンド・レーダー配備・運用開始

(2) 配備後における取組状況

| 関係機関 | 取組 | 内 容 | 回 数 |
|-----------------|---------------------|--|----------------------------|
| 東北防衛局 | 相談窓口（つがる市現地連絡所）の設置 | 車力出張所内に相談窓口を設置し、住民からの相談や苦情に対応。 現在は月 1 回、東北防衛局職員が通所し、市や警察署、自治会と車力通信所との連絡調整を実施。 | H18.6 設置 （現在は月 1 回 2 日） |
| | 早期警戒レーダー配備に係る連絡会の発足 | 防衛局が主催し、市、県、警察署、車力分屯基地、車力通信所、自治会の代表者で構成し、情報交換、各種連絡調整等を行う。 | H18.6 発足 （現在は年 1 回） |
| 市/消防本部 | 各種調整事務 | 米軍関係者に関する打ち合わせ等の調整及び綱紀肅正等の要請 | 随時 |
| | 消火活動訓練等 | 米軍施設で消火活動訓練を実施 消防援助協力協定、「通信所火災発生時」 | 不定期 通年 |
| 市/市議会/基地対策特別委員会 | 防衛省・総務省への要望活動 | 基地施設に係る要望活動を実施 R1.10.29（民生安定事業補助金の予算の確保、基地交付金等の増額要望） | 随時 |
| 県（つがる警察署） | つがる車力駐在所移転 | 地元の治安対策として、基地のある豊富町に駐在所を移転・新築 | H18.12 移転 （署統合） |
| | 冬道安全運転教室 | 冬期間の運転に慣れてない軍人等に雪道での安全運転の実技指導を実施 | 年 1 回 |
| 車力通信所/自衛隊 | 市/市議会への活動報告 | 自衛隊・米軍の活動報告（軍事活動を除く地域活動中心に報告を受ける） | 年 1 回 （4 月） |

(3) 米軍関係者による事件事故の発生件数（年度未掲載は事件事故の件数がない年度）

| 年 度 | H19 | H21 | H24 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | 計 |
|--------|------|--------|-----|--------|-------|----------|--------|--------|--------|----|
| 件 数 | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 | 6 | 2 | 1 | 2 | 21 |
| （うち事件） | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| （うち事故） | 4 | 2 | 0 | 1 | 0 | 5 | 2 | 1 | 2 | 17 |
| 主な内容 | 住居侵入 | 車両衝突事故 | 傷害 | 車両物損事故 | 建物物損壊 | 傷害車両物損事故 | 車両衝突事故 | 車両物損事故 | 車両物損事故 | |

●H18 年 6 月から令和元年 11 月までの 13 年間で 21 件（年平均 1.6 件）

(4) 住民とのトラブルへの対応

近年は住民との大きなトラブルはないが、何か問題があれば市で状況把握を行うとともに、三沢防衛事務所等へ状況報告を行い米陸軍車力通信所への対応を求める。緊急を要する場合は市からも米陸軍車力通信所へ直接連絡を行う。

また、市（市・消防本部）、国（防衛局）、県（県警・防災危機管理課）が情報共有を行い、迅速に対応できるような体制としている。

(5) 市民のXバンド・レーダーに対する意識の変化

Xバンド・レーダー受け入れ時に不安視されていた「農作物への風評被害」「レーダーの人体への影響」については、現在においても特に目に見える影響はないため、その部分に対する市民の不安はなくなってきたように思われる。

ただし、平成 29 年 3 月に北朝鮮が発射した弾道ミサイルが、在日米軍基地を標的に実施されたということで、ミサイルの脅威という部分で基地が所在する危険性については強く認識させられた。

2 再編交付金事業

(1) 交付額 3,211,997 千円

(2) 交付期間 平成 19 年度～平成 28 年度（10 年間）

(3) 主な事業

- ア 福祉の増進及び医療確保に関する事業
- イ 交通の発達及び改善に関する事業
- ウ 教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業
- エ 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- オ 防災に関する事業
- カ 環境の保全に関する事業
- キ 住民の生活の安全の向上に関する事業



(4) 現在行われている再編交付金関連事業

- ア 市民特別健診基金事業:各がん検診及び妊婦の特別健康診断に女性（R3 まで）
- イ 子ども医療費助成事業:中学生までの子ども医療費補助（R1 まで）
- ウ 姉妹都市国際交流事業:米国姉妹都市との国際交流事業（R2 まで）
- エ まつり基金造成事業:市まつりの企画・進行等の業務委託事業（R1 まで）

※再編交付金による基金が無くなった後も、一般財源により継続実施の予定

3 米軍との交流事業

(1) つがる市

- ア 祭りやイベントへの参加・招待
馬市まつり、水泳・駅伝大会、ネブタ祭り

- イ 関係行事への招待、参加依頼
 - 消防団出初式・観閲式、地元小中学校入学・卒業式、小学校の田植え・稲刈り体験学習
- ウ 東北防衛局
 - かかし作り交流プロジェクト（日米交流事業）、防衛セミナーの開催
- エ 車力分屯基地
 - 車力分屯基地餅つき行事
- オ 車力通信所
 - 車力海水浴場の清掃活動、施設への慰問活動、子どもの英会話教室
- カ その他（地域団体）
 - 地域安全ウォーキング in 車力、子ども会の納涼祭

Ⅲ 所見

つがる市は、X バンドレーダーが日本で最初に設置された自治体であり、現在でも本市とつがる市にのみ、この通信所は置かれている。

通信所はつがる市郊外の航空自衛隊車力分屯基地に隣接して設置されている。平成18年3月には、住民への説明がないまま計画が進んでいるとの不満から、反対する住民の会が発足したものの、つがる市、及び県は、同年8月「やむを得ず」、X バンドレーダーの受け入れを容認するに至った。

導入後においては、住民との間に特に大きなトラブルはない。10年にわたる再編交付金およそ32億円も福祉、交通安全、教育等の分野で有効に活用されている。また、米軍との交流事業も活発に行われており、米国メイン州バス市と姉妹都市提携も結んでいる。

今後の課題として、依然、住民の間には不満や不安が皆無とは言えず、市は再編交付金に代わる恒久的な財源の確保に努めているが、同様の課題を抱える本市としても、つがる市と二人三脚で防衛省等への財源確保のための要望活動を積極的に粘り強く続けるべきである。

学校給食についての調査及び研修の概要

視察地 札幌市役所

北海道札幌市中央区北1条西2丁目 (☎ 011-211-3162)

視察者 由利敏雄 藤田 太 和田正幸 水野孝典 以上4名

視察内容

I 札幌市の概要

札幌の歴史は明治2年(1869年)アイヌの人たちが住んでいた蝦夷地を北海道と改称されたことから始まり、そのことにより開拓使が置かれ札幌本府の建設が始まった。明治8年(1875年)最初の屯田兵が入植。人々は遠大な札幌建設計画に基づいて、鉄道を敷き、産業を興して、道都・札幌を築いた。札幌市は石狩平野の南西部に位置する。大正11年(1922年)8月1日の市政施行以来、近隣町村との度重なる合併、編入により市域、人口を拡大してきた。昭和45年(1970年)には人口が100万人を突破し、2年後の昭和47年(1972年)に政令指定都市へ移行した。現在は10の行政区があり、それぞれの地域の特性を生かした個性あるまちづくりをしている。人口190万人を超える全国5番目の都市に成長した。面積は1,121.26 km²、人口は1,970,420人、世帯数は964,465である。

(令和元年11月1日現在)



II 調査研修テーマ『学校給食について』

1 札幌市の学校給食(別紙資料)

2 楽しさとゆとりのある給食推進事業

(1) 食事環境の改善

ア 食器具の改善

- ・先割れスプーン及び竹製丸箸を廃止、スプーン及び竹製角箸の整備
- ・ステンレス製カップ及びランチ皿を廃止、既存の強化磁器系茶碗の他に強化磁器製カップ、皿、丼、小皿の整備(平成11~17年度の7年間で全校整備)
- ・食器具の保管、運搬及び配膳・下膳を容易にするための器具等(食器籠、食器消毒保管庫、配膳車等)の整備(平成11~17年度の7年間で全校整備)

イ ランチルームの確保

- ・多目的教室を確保し、バイキング等の多様な会食携帯を実施するため、テーブル、イス、トイレの整備(平成11~17年度の7年間で全校整備)

(2) 献立内容の充実

- ア 食器具の改善に伴い、献立・調理の工夫
- イ 選択（リザーブ）メニュー方式やバイキング方式の給食の実施
- (3) 会食形態の多様化
 - ア 異学級、異学年交流、地域等との交流など
 - イ 余裕教室の活用や学校行事での会食の設定など、会食の場の多様化
- (4) ゆとりある喫食時間の確保
 - ア 調理員による各教室前への配膳・下膳等による喫食時間の増
- (5) 食に関する指導の充実
 - ア 栄養や食習慣、食文化に関する教育や給食を通して健康や栄養についての指導の充実
- (6) 家庭との連携強化
 - ア 給食だよりや試食会等の機会をとらえて、家庭との連携を強化
- (7) 調理体制の充実
 - ア 正規職員のみによる調理業務の実施及び責任体制の確立（平成 13 年 4 月から職長を各区 1 名配置） ※職長は調理主任
 - イ 正規調理員の配置基準の引き上げ及び派遣代替制度の廃止
 - ウ 業務量の増加に対応するため、献立の作成や食材の購入を除く調理業務に民間の活力を導入

直営・委託の内訳（令和元年度）

| | 調理校（単独・親） | 子 学 校 | 計 |
|----|-----------|-------|-------|
| 直営 | 22 校 | — | 22 校 |
| 委託 | 160 校 | 119 校 | 279 校 |
| 計 | 182 校 | 119 校 | 301 校 |

3 地産地消の取り組み

札幌市では食に関する指導充実させるため、地産地消により、生産・流通・消費の理解を深めることを教育推進計画にうたっている。これを受け、学校給食において、地産地消を推進するための取り組みを行っている。



(1) 札幌市の学校給食にお主な取扱い品に占める道産品の割合（平成 30 年度）

| 項目 | 納品目数 | 道産品目数 | 総数量(kg) | 道産品数量(kg) | 道産品割合(重量) |
|------|------|-------|------------|------------|-----------|
| 農産物 | 110 | 51 | 4,799.249 | 2,174.409 | 45% |
| 水産物 | 53 | 19 | 382.716 | 171.571 | 45% |
| 畜産物 | 18 | 6 | 631.395 | 401.219 | 64% |
| 乳製品 | 10 | 5 | 285.442 | 214.912 | 75% |
| 主食 | 4 | 4 | 2,060.364 | 2,060.364 | 100% |
| 飲用牛乳 | 1 | 1 | 5,657.256 | 5,657.256 | 100% |
| 合計 | 194 | 88 | 13,780.209 | 10,634.417 | 77% |

(2) 主食

- ア 米は札幌市を含む石狩管内産 100%（ななつばし・ゆめぴりか）使用
- イ うどん・冷麦・パスタのめん用小麦粉は、北海道産 100%（主にきたほなみ）使用
- ウ ラーメン用小麦粉は、北海道産 100%（ブレンド粉）使用
- エ パンの小麦粉は、北海道産 100%（ブレンド粉）使用

(3) 地産地消に係る食指導

行政区を基本に 11 ブロックに区分し、ブロックを中心に献立、食育指導をしている。特徴的な取り組み内容は

- ・北海道メニュー（道産食材・料理の紹介）
- ・野菜プロジェクト（にらのナムル、夏野菜バイキング、秋野菜のかき揚げ、冬野菜のスープ）
- ・北区特産品（ブロッコリー） とれたてっこ（6・7月・玉葱 10・11月）
- ・札幌めぐり（食文化）市内 5 区の献立実施
- ・地域食材の活用 にら（厚別）じゃがいも（江別）
- ・地場農産物の使用
 - ポーラスターほうれん草（6・7・10月） メークイン（11・12月）
 - 清田区産とうもろこし（9月） ズッキニー（7・8・9月）
 - 札幌大球（10月） サッポロミドリ（9月）など
- ・各教科等との関連を考慮した 9 年間の指導計画及び指導案を活用し各校で実践

4 食物アレルギーへの対応

(1) はじめに

食物アレルギーをもつ児童生徒は年々増加する傾向にある。食物アレルギーの症状としては、皮膚のかゆみ、じんま疹、湿疹などが多くみられるが、時には呼吸困難や血圧低下などのショック症状を呈し、死に至る可能性もある重篤な反応もある。この様なことから、食物アレルギーの対応について、統一した手順や基

準を定めるとともに、給食に限らず日常の教育活動においても、学校全体として食物アレルギーをもつ児童生徒への適切に対応する趣旨で、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成した。

(2) 学校における食物アレルギー対応

ア 校内体制整備

学校で食物アレルギー対応に取り組むためには、まず校内での体制づくりが前提になります。現状の人員（教職員）や施設設備（給食施設）の中で、どのような対応ができるのかを教職員全員が十分理解した上で、校内体制を整備することが必要である。

イ 「食物アレルギー対応委員会」の設置

学校給食における食物アレルギー対応については、校内に設置する「食物アレルギー対応委員会」で対象となる児童生徒の個別の対応内容を検討し決定する。

ウ 関係者の役割

学校では、食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために、得られた情報により、校長の指導のもと、それぞれの職務に応じて、学校が一丸となり関係職員全員で対応を進める。教職員をはじめ関係者の役割を、**実態把握** **情報共有** **対応** **連携** のキーワードで整理し、明確にする。

(3) 学校給食での対応

～学校給食での具体的な対応と、学級における対応について～

ア 学校給食における食物アレルギー対応の考え方

- ・学校給食に関連することについては、即時型食物アレルギーを中心に考える
- ・アレルギーの判断を行う場合には、医師の診断を基に行う。

イ 食物アレルギー対応食の種類

対応する方法として、弁当持参（毎日または献立内容による）や状況に応じて自分で除去する方法や、可能な範囲でのアレルギー対応食（除去食や代替え食）を提供する方法がある。いずれの場合でも、原因食物除去によって不足する栄養を家庭の食事で補うことを保護者に理解してもらうことが必要である。

(4) 食物アレルギー発症への対応

ア 防止のための日常対応

- ・未然防止のためには、日常からの配慮、対応に心掛けることが必要である。
- ・最寄りの消防署、学校医または医師への連絡・協力体制を整える。
- ・発達段階に応じ、食物アレルギーの理解等、本人の自己管理能力の育成に努める。
- ・まわりの児童生徒の食物アレルギーに対する正しい理解、啓発に努める。

- ・養護教諭は、食物アレルギー治療薬（常備薬・携帯薬）の取扱いに配慮する
- ・学校給食以外の、校外学習等の教育活動における食物摂取についても十分に配慮する。
- ・保護者は、本人に食物アレルギーであることを理解させる。

イ 発症時の対応

発症を確認した時の対応として、食物アレルギー反応には段階があるため、それぞれの基本的な症状と対処法を知ることが必要である。

初期対応

- ・食べたものを口から出して口をすすぐ。
- ・皮膚に就いた場合は、洗い流す。
- ・大量摂取の場合は、異物が誤って気管に入ることが無いように注意して吐かせる。
- ・目を離さず経過観察し、急変には注意する。
- ・保護者へ連絡し状況を説明するとともに、状況に応じて来校を依頼する。

緊急対応

緊急時には、エピペンの使用医療機関への搬送など、「症状チェックシート」及び「学校での役割分担」に従った迅速な対応が必要である。

III 所見

1日に3回食べるとして、完全な学校給食を週5日食べるなら、21分の5はおよそ4分の1で、食生活全体の25%を占めることとなり、学校給食が体育、食育に果たす比重と役割が大きいことが分かる。

札幌市の学校給食食材は、まず全体では道産が77%を占め、品目別でも農産物は100%が多く、水産物、畜産物、乳製品、主食、乳製品はすべて100%が道産であり、北海道の実力を物語っている。学校と教育委員会の連携のみならず、農政部局、環境部局との連携によるフードリサイクルの連関が出来ており、地元の特産野菜を重点化して給食食材に取り入れるなど、特色ある地産地消にも結び付いている。

「楽しさとゆとりのある給食推進」を掲げた取り組みでは、食器具の改善をはじめ、調理員による各教室への配膳・下膳などによる喫食時間の確保、食文化教育の指導などに力を入れている。また、昨今大きな問題となっている食物アレルギー対策では、「対応の手引き」を作成し、除去食・代替食にも対応している。

給食の方法は、「単独調理校」と、調理を作って提供する「親学校」とそれを受ける「子学校」が一組となる2通りとなっているが、いわゆるセンター方式ではない。このことがきめ細かい学校給食につながっている札幌市の特色と言え、本市でも考え方を見習うべきである。